

マルポール条約附属書Ⅱ及び IBC コードの改正に伴う告示の改正 に対する御意見の募集（パブリックコメント）について

国際海事機関海洋環境保護委員会第 74 回会合において「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」（以下「マルポール条約」という。）の附属書Ⅱ及び国際バルクケミカルコード（以下「IBC コード」という。）の改正が採択されたことに伴い、所要の告示の改正を行うこととしました。

本案について、令和 2 年 8 月 28 日（金）から令和 2 年 9 月 27 日（日）まで、広く国民の皆様からの御意見を募集します。

1. 背景・趣旨

船舶によりばら積み（梱包されない状態で直接船艙に積載すること。）の液体貨物として輸送される液体物質等については、海洋環境の保全等を目的として、マルポール条約附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）において、有害液体物質等の排出規制等がなされています。

令和元年 5 月に開催された国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）第 74 回会合において、マルポール条約附属書Ⅱ及び IBC コードの改正が採択されたことに伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）及び船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和 62 年総理府運輸省令第 1 号）の一部を改正することとしており、既に国民の皆様からの御意見をいただいているところです。

本件は、当該改正を国内担保するため、以下の告示について所要の改正を行うことについて、御意見を募集するものです。

- （1）国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成 18 年 12 月環境省告示第 148 号）
- （2）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成 18 年 12 月環境省告示第 147 号）

2. 意見募集の対象

（別紙）マルポール条約附属書Ⅱ及び IBC コードの改正に伴う告示の改正の概要について

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和 2 年 8 月 28 日（金）から令和 2 年 9 月 27 日（日）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で（3）の意見提出先へ提出してください。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらか

じめ御了承ください。

(注意事項)

- ・御提出いただきました御意見については、住所、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、御了承願います。
- ・御意見の対象となる改正案の該当箇所を明記してください。締切日までに到着しなかった場合や記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただくことがあります。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

〈意見提出様式〉

宛先：環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

件名：マルポール条約附属書Ⅱ及び IBC コードの改正に伴う告示の改正
の概要に対する意見

住所：

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名／部署名／担当者名）：

職業：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

意 見：

＜該当する告示＞ 1. （1）又は（2）のいずれに対する御意見か、明記してください。

＜該当箇所＞

＜意見内容＞

※電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）。記載の際は、ローマ数字（Ⅰ）などの機種依存文字は文字化けするためお使いいただけませんので、御注意ください。

(3) 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室 宛て

〔1〕 電子メールの場合 KAIYOU02@env.go.jp

〔2〕 ファックスの場合 03-3501-2717

〔3〕 郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、「マルポール条約附属書Ⅱ及び IBC コードの改正に伴う告示の改正の概要に対する意見」と記載してください。

4. 資料の入手方法

(1) 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室において配布

場所：東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階

(2) インターネットの場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/index.html>

(3) 郵送の場合

郵送による送付を希望される方は、140円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「マルポール条約附属書Ⅱ及び IBC コードの改正に伴う告示の改正の概要に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記「3.（3）意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

5. 問い合わせ先

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

T E L : 03-3581-3351（内線 6636）

F A X : 03-3501-2717

電子メール：KAIYOU02@env.go.jp